

山口県土木建築部週休2日工事に関するQ&A

令和7年4月

Q1. 休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A1:

「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所されるのであればカウント可能です。

Q2. 降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A2:

降雨、降雪等による予定外の現場閉所(一日を通しての閉所)についても、現場閉所日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ(半日=0.5日)というカウントはできません。

Q3. 現場閉所を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

A3:

災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日確保することも可能です。

Q4. 工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A4:

現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能(現場閉所)となった期間も同様に対象期間外です。

Q5. 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A5:

年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、8月13日から8月15日までの3日間とします。

Q6. 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A6:

24時間以上の現場閉所が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q7. 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A7:

受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q8. 現場閉所日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所扱いとなるのか。

A8:

現場閉所とは、「1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態」のことであるため、現場閉所として取り扱うことは可能ですが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q9. 現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所とみなしてよいか。

A9:

現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所とみなせません。

Q10. 現場閉所率の算定式を示してほしい。

A10:

次式により算出するものとします。

現場閉所率※＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100(%)

※ 小数第2位切り捨て

Q11. (受注者の責めに帰すことができない事由により) 工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所率を算出して良いのか。

A11:

工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良^注等、受注者の責めに帰すことができない事由(※)に限るものとします。

(※) 山口県建設工事請負契約書(約款)第21条

注: ここでいう天候の不良とは、例年に比べて雨天が多いと判断できる場合をいう。

Q12. 5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定対象としてよいか。

A12:

大型連休(土・日曜日を除く)は「祝日」にあたりますので、現場閉所率の算定期間の対象となります。

Q13. やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所率を算定すればよいか。

A13:

質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間となるよう、別の日に振り替える必要があります。

「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所率を算定します。

Q14. 発注者指定型の週休2日工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A14:

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、工事成績評定において、「法令遵守等」－「その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。

Q15. 現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A15:

現場作業着手日…現場での準備作業(現地測量、現場事務所の設置や資機材の搬入等)に着手した日

現場作業完了日…現場の後片付け作業(資機材の搬出、清掃等)が完了した日

※ ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所とした場合については、計画工程表で現場閉所期間として見込んである場合に限り、対象期間内での現場閉所扱いとする。

Q16. 現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A16:

工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は受発注者協議によってください。

Q17. 測量作業等を施工体制台帳に記載した場合は、補正の対象となるのか。

A17:

測量業者は補正対象とはなりません。

(参考) 公共工事設計労務単価に該当する職種が対象となります。

Q18. 【交替制】交替要員を充てずに週休2日を取得した場合は休日としてカウントしてよいか。

A18:

交替要員の有無にかかわらず、休日としてカウント可能です。

Q19.【交替制】技術者及び技能労働者が休日に他の工事現場で作業をしていた場合は休日としてカウントしてよいのか。

A19:

現場に従事する技術者及び技能労働者が、対象期間において当該現場で取得した休日としているため、休日としてカウントすることは可能ですが、「週休2日工事(交替制)」の趣旨を踏まえて、技術者及び技能労働者の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q20.【交替制】休日率の算出方法、休日日数の確認方法を示してほしい。

A20:

現場作業完了時に休日確保状況を確認後、対象者毎に休日日数の割合（当該工事における確認対象期間中の休日日数／工期日数）を計算し、全対象者の平均値を算出してください。なお、下請の工期日数については、施工体制台帳上の工期から設定することになります。

休日日数の確認方法は、施工計画書に記載された方法によります。作業日報等の既存の記録資料によることが望ましいと考えています。

～平均休日日数の割合（休日率）の算出例～

業者名		氏名	工期日数 (a)	休日予定日数	休日日数 (b)	休日日数の割合 (b)/(a)×100	休日率 ア～オの平均
元請	A 建設	〇〇 〇〇	300	85	80	26.7%	28.3%
		〇〇 〇〇	300	85	80	26.7%	
		〇〇 〇〇	300	85	70	23.3%	
一次下請	B 工業	〇〇 〇〇	200	58	50	25.0%	
二次下請	C 組	〇〇 〇〇	100	29	40	40.0%	
現場作業着手前（⇒工期と休日予定を確認）				現場作業完了時（⇒休日確保状況を確認）			

Q21.【交替制】道路巡回パトロール(巡回工)は休日率の計算に含めるのか。

A21:

休日率の計算に含みません。また、休日確保の確認対象にもなりません。

Q22.【交替制】現場稼働日に現場代理人が休日を取得した場合、工事現場に現場代理人が不在となるがよいのか。

A22:

現場代理人については、「発注者は…現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」(工事請負契約書)としており、必ずしも現場常駐しなければならないものではありません。

個々の工事における「週休2日工事(交替制)」への取組の可否については、受発注者間で事前に確認してください。

Q23. 週休2日工事で現場閉所に取り組んでいたところ、工事の終盤になって降雨、降雪等による作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められるか。

A23:

天候等による不稼働日は、雨休率により工期に含まれているため、原則、工期延長は認められません。(ただし、工事一時中止に係るガイドライン【土木工事版】に記載の「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災等」の事象が発生した場合を除く。)

Q24. 契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、結果として完全週休2日を達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A24:

当初、完全週休2日を実施するとせず、結果的にこれを達成した場合は、以下のとおり取り扱いします。

(1)経費:当初の補正から変更なし (2)工事成績評定:月単位での評価とする

Q25. 契約後の協議において、受注者が完全週休2日を実施するとした場合で、月単位のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A25:

契約後の協議において、完全週休2日を実施するとした場合で、月単位のみ達成した場合は、以下のとおり取り扱いします。

(1)経費:当初の補正から変更なし (2)工事成績評定:月単位での評価とする

Q26. 対象期間が4週間(28日)未満の工事は、「月単位」の対象となるか。

A26:

対象とします。

Q27. 対象期間が4週間(28日)未満の工事や、対象期間最終月で4週間(28日)未満の期間において、現場閉所率/休日率はどのように判断するか。

A27:

暦上の土日の閉所/休日取得では28.5%に満たない期間が生じた場合に限り、その期間の土日の合計日数以上に閉所/休日取得を行っている場合に、4週8休(28.5%)以上を達成しているものとみなします。

Q28. 小規模土木工事(少額工事)は週休2日工事の実施要領の対象か。

A28:

対象ではありませんが、「週休2日工事」の趣旨を踏まえ、休日確保の取り組みをお願いします。

Q29. 工場製作のみを実施している期間は対象期間に含まれないが、経費の補正は行うのか。

A29:

工場製作(労務費)は補正を行いません。

Q30. 施工箇所が点在する工事では、施工箇所ごとに週休2日を判断するか。

A30:

すべての施工箇所を合わせて判断します。

以上